

大分県報

平成二十八年
号外（二七）
九月三十日

（金曜日）

目次

条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正……………	一
大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正……………	一
大分県国民健康保険運営協議会条例の制定……………	二
大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正……………	三

○条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基

づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項の次に次のように加える。

一の二 知事

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に準じて行う肝炎ウイルス感染者に対する医療費の助成（以下「肝炎医療費助成」という。）に関する事務であつて規則で定めるもの

平成二十八年九月三十日

別表第二の五の項の特定個人情報欄及び十一の項の特定個人情報の欄を次のように改める。

- 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
- 肝炎医療費助成に関する情報であつて規則で定めるもの

別表第二の十三の項中「（平成二十六年法律第五十号）」を削り、同表の十四の項の特定個人情報の欄に次の一号を加える。

- 肝炎医療費助成に関する情報であつて規則で定めるもの

五の二 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	一 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 二 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
-----------	---	----	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十三号

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の八の項の事務の欄の第三号中「第四十六條の二第一項ただし書」を「第四十六條の五第一項ただし書」に改め、同欄の第四号から第八号までを次のように改める。

四 法第四十六條の五第六項ただし書の規定に基づき、診療所のみを開設している医療法人の管理者の一部を理事に加えないことを認可すること。

五 法第四十六條の六第一項ただし書の規定に基づき、診療所のみを開設している医療法人で、医師又は歯科医師でない理事から理事長を選出することを認可すること。

六 法第五十二條第一項の規定に基づき、診療所のみを開設している医療法人の同項各号

大分県報号外（条例）

に掲げる書類の届出を受理すること。

七 法第五十四条の九第三項の規定に基づき、診療所のみを開設している医療法人の定款又は寄附行為の変更を認可すること。

八 法第五十四条の九第五項の規定に基づき、診療所のみを開設している医療法人の定款又は寄附行為の変更の届出を受理すること。

別表第二の八の項の事務の欄中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同欄の第十五号(6)中「第四十六条の二第一項ただし書」を「第四十六条の五第一項ただし書」に改め、同号(7)中「第四十六条の三第一項ただし書」を「第四十六条の五第六項ただし書」に改め、同号(8)を削り、同号(9)中「第四十七条第一項ただし書(第六号)」を「第四十六条の六第一項ただし書(第五号)」に改め、同号(9)を同号(8)とし、同号(10)中「第五十条第一項」を「第五十四条の九第三項」に改め、同号中(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、同号(12)中「第五十七条第五項」を「第五十八条の二第四項(法第五十九条の二において準用する場合を含む。)」に改め、同号(12)を同号(11)とし、同号に次のように加える。

(12) 法第六十条の三第四項(法第六十一条の三において準用する場合を含む。)

別表第二の八の項の事務の欄の第十五号を同欄の第十四号とし、同欄の第十六号(5)中「第五十条第三項(第八号)」を「第五十二条第一項(第六号)」に改め、同号(6)中「第五十二条第一項(第九号)」を「第五十四条の九第五項(第八号)」に改め、同号(8)中「第十号」を「第九号」に改め、同号(12)中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号(13)中「第十四号」を「第十三号」に改め、同号を同欄の第十五号とし、同欄の第十七号を同欄の第十六号とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十四号

大分県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百三十八条の四第三項及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号。次条第一号及び第二号において「改正法」という。)附則第九条に基づき、大分県国民健康保険運営協議

会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- 一 改正法附則第七条の規定による大分県国民健康保険運営方針の作成に関する事
- 二 改正法第四条の規定による改正後の国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事
- 三 前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

(組織)

第三条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人
- 二 保険医又は保険薬剤師(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。)を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人
- 四 被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。)を代表する委員 二人以上三人以内

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、国民健康保険の被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間における第三条第一項第四号の規定の適用については、同号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者」とあるのは、「国民健康保険法附則第十条第一項の被用者保険等保険者（健康保険法第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）」とする。

(この条例の廃止)

3 この条例は、平成三十年三月三十一日までに廃止するものとする。

大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十五号

大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

大分県警察本部の内部組織に関する条例（昭和二十九年大分県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。